

近代日本における「市民」概念の再検討

森 一 貫

はじめに

- 一 「市民」という用語の登場
- 二 その後の展開
- 三 「市民社会」概念の問題
- 四 残される課題
おわりに

はじめに

近年の用語「市民」の流行を考えるにあたって、少なくとも戦後の展開を概略化すれば、まず一九五〇年代までの西欧「近代市民社会」の歴史的研究という経過を経て、六〇年代以降ではいわゆる「草の根民主主義」が、この用語の基盤を形成した。七〇年代にはいると、高度成長と福祉行政の展開とともに、都市自治体における民主主義の視点から、言葉多く「市民参加」が唱えられ、一方では、オイルショックとともに「地方の時代」の噴出において「市民」が語られるようになった。八〇年代からは、脱工業化と都市論の再構築という観点から、今や「市民」形成が可能かどうかという問題さえ抱えこんで

いるのである。

本稿では、このような現実的課題を背負うとともに、思想的にふりかえって、はたして、近代日本における用語「市民」が、どのようなものとして把握されたりまたされなかったのか、さらに、そこには西欧近代の「市民」概念をどのように受容しまたしなかったのか、という分析に立ちいろうとするものである。⁽¹⁾

では、「市民」をどう把握すればよいのであろうか。このことについては、筆者は第二六回日本作業療法学会のシンポジウムでつぎのように述べたことがある。

そこで、「市民」を理解するために英語を利用すると、Civil (市民の) という語の使われ方がその鍵を提供してくれる。たとえば、一八六〇年のアメリカの南北戦争は、Civil War、ウォー・ウオー"は「内乱」と訳されている。また一九六〇年代に、アメリカの黒人達が白人達と同じ学校に通ってなぜ悪いのか、同じスクールバスに乗るのはなぜいけないのか、というように黒人の地

位を高める運動が展開されたが、この運動は「シビル・ライト civil right」の運動と言われた。ところが、これが日本語では「公民権」運動といわれている。されに建築の分野で、橋や道路やトンネルの建設は、日本語では「土木」といわれるが、それらは英語で「シビル・エンジニアリング civil engineering」と呼ばれている。

これらを見ると、「内乱」や「公民権」や「土木」がなぜ「シビル」と表現されるのだろうか、という疑問がわく。

実は、これは当然のことなのである。「シビル」はローマの「キウイタス civitas」から生まれた言葉である。「キウイタス」はギリシアのアネテやスパルタという「ポリス polis」（都市国家とよく訳されるが、むしろ共同体と理解した方がよい）と同じような組織で、その構成員は誰もが同等の権利をもつと同時に同等の責任が負わされているのである。これが「キウイタス」であった。そしてこの「キウイタス」から「シビル」が生まれ、「シチズン citizen」、「シトワイアン citizen」、「すなわち「市民」という言葉が生まれる。それらは、誰にも、つまり「みんな」に権利が等しく、「みんな」に責任も等しい、ということの意味する。

だから、南北戦争のように国の運命を決める戦争は、アメリカ人としての権利をもっているような人間なら、当然にも責任を回避することは許されず、どちらか態度を決めなければならぬような戦いだからこそ、「シビル」の戦争といわれるのである。また、黒人だからといって、税金ははらってその地域をつくりあげている一員であるのに差別されるいわれはなく、社会のメンバー

として同じ権利を主張する運動であったからこそ、「シビル」の「権利」と表現したのである。「土木」というとわかりにくいのが、道路・橋・トンネルは「みんな（公共）」のものであるから、その技術というので、「シビル・エンジニアリング」というのである。⁽²⁾

「市民」は「権利」と「責任」の主体である。このことを無視して「市民」概念はなりたたない。以下、そのような用語「市民」の登場を近代日本においてみてみよう。

一 「市民」という用語の登場

近代日本において、用語「市民」がどのように登場するのであろうか。そのために、まず明治前後の日本における数種の辞書を検討してみよう。

一八一四（文化一一）年の『暗危利亜語林大成』（本木正栄）では、「シチズン Citizen」は「庶人」という語があてられている。一八六二（文久二）年の『英和対訳袖珍辞書』（堀達之助）では、「素姓正シキ市井ノ」「市井ノ人」「住民」となっている。一八六九（明治二）年の『和訳英辞書（薩摩辞書）』では、「素姓正シキ都府ノ人」「府中ノ住民」という訳である。一八七二（明治五）年の『開拓使・英和対訳辞書』でも「素姓正シキ都府ノ人」「府中の住民」である。ヘボン式というローマ字つづりの方法でよく知られた、J・C・ヘボン（ヘップバーン）による一八八六（明治一九）年の『和英語林集成』でも、「シミン」という語は「四民」の項目しかなく、「市民」はみあたらない。

その第二部につけられている「英和」の部をみても、「シチズン Citizen」は、「ジューニン住人」「キリウニン寄留人」「トチノヒト土地の人」という訳語しか見あたらないのである。

では、用語「市民」が、少なくとも辞書類においては見あたらないとすると、どのようなところに登場するのであろうか。この点については、一八七五（明治八）年に出版された、福沢諭吉の『文明論之概略』にそれが見いだされる。

たとえば、「田舎の百姓は正直なれども頑愚なり、都会の市民は伶俐なれども軽薄なり」、「田舎の土民と都会の市民」というように対比している箇所があるが、この意味では「市民」は単なる都市居住者のことではない。

考慮すべきは、ローマ建国の説明箇所での「市民會議」という用例と、中世社会における「フリー・シチ」について、『フリー・シチ』は自由なる市邑の義にて其人民は即ち独立の市民なり」と述べているところである。これらを見ると「市民」は自治組織の構成員と解せられ、そのような意味での用法としては、管見によれば、近代日本における初出とみてよからう。しかしこのことによって、用語「市民」が概念として定着したのではなかった。⁽³⁾

二 その後の展開

その後の展開については、検討の例としてまず中江兆民をとりあげてみよう。

東洋のルソーと呼ばれた中江兆民は、その『民約訳解』において

は、「市民シトワイアン」を「士」と訳しているのであり（兆民の『訳解』がえて東洋的概念を用いたり、文体も漢文形式であったことについては、西欧思想の受容にあたっての見識をしめすことであるのは、すでに識者によって説かれてはいるが）、これでは「市民」概念が定着させられはしない。⁽⁴⁾

では、他の自由民権の思想家たちにおいてはどうかというと、植木枝盛や馬場辰猪にしても、「人民」や「衆人」という用語法は見うけられるが、総じて、「市民」の用語法は見うけることができない。ただ、馬場辰猪の英文による『The Political Condition of Japan, 1888（日本の政治状態）』には、「シチズン citizen」は登場するが、この日本語は本人によってはしめされていないままにおわった。「市民」という語は自由民権の思想家たちの間では疎縁なものであった。

用語「市民」が日本語の世界で通用しだすきっかけとなったのは、明治二年の「市町村制」からである。行政区の「市」が登場して、その住民という意味での「市民」が用法としてあらわれた。しかし、この「市町村制」は、概念上で新しい混乱をうみだす。それは「公民」の概念である。

その「市町村制理由」をみると、「自治」とは名ばかりで、制定の理由が「政府ノ事務ヲ分任シ又人民ヲシテ之ニ参与セシメ以テ政府ノ繁雑ヲ省キ併セテ人民ノ本務ヲ尽サシメントスルニ在リ」というように、これは「国家統制」の観点から生みだされた制度なのである。したがって、規定された一定の資格をもつこの制度上の「公民」とは、通常の「市民社会」の構成員たる「市民」とは異なった性格をもつものであった。そのゆえにまた、この用語「公民」をもって「市民」概

念の成立とはみなしえないのである。

ここでまた辞書にかえると、明治二五年の山田美妙の『日本大辞書』には、「しみん」は「四民」としか表記されていない。しかし明治三一年の落合直文による『ことばの泉』では「市民」が登場して「市の中に住居せる人民」と説明されている。以下、大正四年の上田萬年による『大日本国語辞典』では、「市民」は「市内の住民」であり、大正一〇年の落合直文の『改修言泉』には『ことばの泉』と変わらずに「市の中に住居せる人民」と説明され、昭和八年の大槻文彦の『大言海』では「市内ニ居ル住民。山民ナドニ対ス。」とあって、「東京市民」という用例がしめされている。

英和の辞書の方では、やっと大正五年の斎藤秀三郎『英和中辞典』において、「citizen びやんじん」が「市民」「公民」「国民」と訳語が見いだされ、「civil びんじん」には「平民の」「庶人の」「普通の」が見られる。しかし、ここにおいても、「civil society シビル・ソサイエティ」は「文明社会」なのであって決して「市民社会」ではない。大正一一年の井上十吉『英和大辞典』でも大きな違いはみられないが、「civil society シビル・ソサイエティ」は「集団社会」である。その「civil society」であるが、昭和二年の岡倉由三郎『新英和辞典』では「文明社会」であるが、昭和三年の三省堂『英和大辞典』には、不思議なことに用例が記載されていない。その不思議さは、斎藤秀三郎にもみられ、同じく昭和二一年の『斎藤和英大辞典』には、「市民」は「The townpeople」とあり、「公民」に「A citizen」としめされている。いつのまにか「シチズン」から「市民」が除外されているのである。以上のように、各辞書の用例をみた（辞書の選定には特別の基準を

設けたわけではなく、たまたま手元において利用できたものしか検討しておらず、各辞書そのものの評価も考察の範囲から外れており、まったくのアウト・ランダムなものである）が、一般的に言って、用語「市民」は明治末から大正期にかけてできあがったといつてよからう（ただし「市民社会」に関してはまったく成立していない）。しかし、問題はこのことからあらたなものを引きだしてくるのであって、それは「市民」と「公民」の概念にかかわるものである（このことについては後述しよう）。

こうしたなかで、行政区としての「市」に居住する「市民」という用法ではあるが、注目すべきなのは、片山潜の『都市社会主義』（明治三六年、一九〇三）である。これは、日本の近代における本格的な「都市論」とでもいうべきものであるが、ここでは、自治体の主体としての「市民」概念が展開されている。このことの意味は大きい⁽⁵⁾が、これについてはその評価をある論考で紹介して位置づけておいた。

しかし、片山のような例は特異なものであって、戦前においては、「市民」という用語はあくまでも行政区の「市」の住民という概念でしかなかった。特に軍国主義化の下にあっては、この用語には社会形成の主体としての意味はまったく施こされなかったといえよう。それでも、その他の例をあげれば、時計メーカー尚工舎の製作した時計が後藤新平によって命名され、「シチズン」の誕生をみる（一九一八年）こともあり、自由と権利の主体としての「市民」概念を主張する羽仁五郎作『ミケルアンジェロ』の公刊（一九三九年）もあつた⁽⁶⁾。しかし、これも特異な例として語れることはできても、「市民」概念の一般化にはとても及ばなかったのである。

三 「市民社会」概念の問題

さて「市民」の概念にふれる以上は、どうしても「市民社会」の問題に立ち入らなければならない。「市民社会」概念を整理しないままに「市民」を論ずると、とんでもない袋小路か論理矛盾におちいってしまう。

では、西欧近代の「市民社会」概念を項目的にスケッチすれば、およそ次のようになる。⁽⁷⁾

○一七、八世紀の「市民社会」

たとえばホッブズ、ロック、ルソー。

ここにおいては「市民社会」は「政治社会」のことである。

○フアーガソンやスミス

彼らにおいては、ホモ・エコノミクスの「市民社会」論が語られている。

○ヘーゲルの「市民社会」と国家（政治社会）

周知のように「欲求の体系」としての「市民社会」がまとめられている。

○マルクスの逆転

これには、マルクスの国家論のプランを見れば、「市民社会」の分析が国家論の基礎を提供していること（近代国家）（政治社会）と「市民社会」の二重化・分離がわかる。

このことが問題を難かしくさせる原因である。というのは、ロックやルソーのいう「市民社会 civil society」とは「政治社会」のことであり、ここには理論構成上何の問題もないが⁽⁸⁾、しかし、マルクスの認識したような「市民社会」と「政治的国家」との分離を理論として受け入れると、用語が「市民社会」という同一性から、それがロックやルソーのいう「市民社会」なのか、それとも「政治的国家」の論理的前提である「市民社会」を指すのかどうか、という理論的混乱をひきおこすからである。論者によって概念が異なれば、用語が同一であるだけに混迷の度はより深まってしまう。

たしかに近代は一つの人格を二つに分裂させた。私と公の分裂である。言いかえれば、「私的存在」と「公的存在」に分裂しながらも一人の人間として二重の社会（「市民社会」と「政治社会」）に身を置いているのである。

このことをフランス革命後の一七八九年八月二六日に憲法制定議会によって採択された『人権宣言』においてみれば、それは、「人（オム）と市民（シトワイアン）の権利」として表現されていることが例証となる。⁽⁹⁾「オム」の権利は「私的存在」としての人間の権利であり、「シトワイアン」の権利は「公的存在」としての人間の権利である。

その場を範疇的に区分すると、それぞれが「市民社会」と「政治社会」ということになる。しかしこのことを図式的に理解してはならない。もし「シトワイアン」は「政治社会」の一員であり「オム」は「市民社会」の一員であって両者を実体的に別個のものと把握すると、とんでもないまちがいを犯すことになる。ここでは、「シトワイアン」は「政治社会」の一員である論理的前提として「市民社会」の一

員すなわち「オム」なのである。

とすると、「シトワイアン」を日本語で表記して「市民」という用語をあてるならば、「市民」とは「市民社会」の一員でありかつ「政治社会」を構成するものと位置づけることができるであろう。

しかし、この問題は依然として多くのものを残す。マルクスの「市民社会」認識の評価は本稿の任にあまるものであって、それはさておくとしても、フランス語の「シトワイアン」と「ブルジョア」との混乱がルソーによって既に指摘されているが——この点については先述の拙稿「ルソーの『Citoyen』と中江兆民の『士』」参照——、それをドイツ語で表現した場合の「ビュルガー bürger」と「ビュルガーリッヒ・ゲゼルシャフト bürgerliche gesellschaft」および「シュターツビュルガー Staatsbürger」についてである。これについても、ここで解きあかすことなどできるものではないが、たとえば、ヘーゲルは『法の哲学』においては、「市民社会 bürgerliche gesellschaft」の「市民 bürger」を「フランス語でいうブルジョア」と述べているが、これはルソーの指摘したように、一八世紀フランス人が一般的に誤解していた「ブルジョア」すなわちシトワイアンをブルジョワと誤解していたようなことなのか、ルソーが正しく識別したような「ブルジョワ」すなわち本来の意味におけるシトワイアンとは異なったブルジョワなのか、もう一度吟味してみる必要がある。ただ、本稿ではそこまで立ちいる余裕と能力はなく、問題を指摘するにとどめたい。

いずれにしても、「市民社会」概念の認識が、重要な理論的課題であるが、このことについては論を改めることとしたい。

四 残される課題

かつて福田敏一氏は「思想の言葉」（『思想』一九六五年三月号）において「市民という日本語の指示内容を引照できるようなただ一つのヨーロッパ語は、どうも見当たらないように思う。フランス語でいうならば、それはすくなくとも bourgeois と citoyen ないしその形容詞としての civi という二つのコトバのどちらか一つに置換えるほかにいようである」と述べた。そして戦前下に「ブルジョワ」という危険な用語をさけて、その代用として使われた「ことから戦後においても「市民はすこぶる口あたりのよいコトバとして飛躍的に流通範囲をひろげる」ようになったと指摘する。その結果、「それが何を意味するかが使っている当人にもはなはだ曖昧になり、したがって読む側のイメージはますます曖昧になる」と述べられ、様々な著書訳書のなかの「市民」を「ブルジョワ」「民事」「国家」「公民」などと置換えると、「ブルジョワもはなはだ曖昧なコトバであるが、市民よりはるかに通信効率がはいはずである」と主張される。

しかし、これは極端なものであって、必ずしも説得力をもつものではない。事実、この論説が「補注」として載せられている同氏の『近代政治原理成立史序説』（岩波書店、一九六六年）における用語「市民」をことごとく「ブルジョワ」と置換えるときまったく意味をなさない論理となってしまう。それでも、この提言のなかに含まれている、「市民」概念を整理する必要性の主張はもつともなものである。こうした見解から、同氏は、講談社版『人類の知的遺産』40の『ルソー』

において『社会契約論』中の「シトワイアン」をすべて「公民」という訳語で統一する作業を行っている。これは一つの見識であろう。ただそれでは用語「市民」はどのような概念として存在しうるのだろうか、という疑問は残るのである。

また、最近の著作のなかから一つの例をとりあげると、山口定・宝田善・進藤栄一・住沢博起編『市民自立の政治戦略』（朝日新聞社、一九九二年）のなかでは「市民」と「市民社会」をキーワードとしてとりあげ、それに概念規定をあたえている。それによれば、「自立した人間同士がお互いに自由・平等な関係に立つて公共社会を構成する」という〈共和感覚〉に支えられ、そうした人々の自治を社会運営の基本とすることをめざして公共的決定に主体的に参加しよとする自発的人間型」を「市民」の内容としている。この規定そのものには特に異論はない。まさに「権利」と「責任」の主体確立を主張しているのである。特に「基本的人権」の意識が風土化していない日本の現代的状況では戦略としても貴重なものである。

ただ、この「市民」が構成員たるべき「市民社会」を目標概念として措定されていることにかかわって一つの疑問が湧く。山口定氏によれば、その「目標概念としての市民社会」とは、『国家』から『社会』が自立するという意味での『社会の自立』と、『封建制』や前近代的な『共同体』との関係において個々人が自立するという意味での『個人の自立』と、『大衆社会』並びに『管理社会』との関係において個々人が『自立』を回復し『共和』の理念に支えられて公共社会を『下から』再構成するという意味での『個々人の自立と公共社会の回復』という三点を、その中心的内容とするものである、と説明され

る。これは、その「市民」概念の規定からみて、「市民社会」がそうした「市民」の集合である以上、当然のことであろう。疑問とするのは、このような「市民社会」概念もしくはこのような内実をもつ「市民社会」の当否についてはない。

問題は、このような「市民社会」概念が、どのような概念体系のなかでどのような位置を占めるのか、ということである。つまり「市民社会」がたとえ目標概念であるとしても、では「政治社会」すなわち「政治的国家」という概念はどのような関係に立つのであろうか。このような概念は否定されるべきなのであろうか。もしくは、概念として消滅させるべきなのであろうか。それとも「目標概念としての市民社会」に対しては無意味なものなのであろうか。このことは、マルクスの指摘する近代の二重性すなわち「私的存在」と「公的存在」という人格の分裂が、どのように消化されて矛盾なく「市民」概念のうちに統一されるのか、という問題でもある。その全概念体系の内容を知りたいと考えるのである。

これは、用語「市民」にかかわる他の用語についても同じである。つまり、「市民」と「国民」との差異はまた用語「公民」をどう取りあつかうのか、という点である。この「国民」概念については、山口氏は「これまでの、閉ざされた『国民』としての発想よりもっと開かれた『人間としての権利』という視点」こそ「市民」概念の内容であるとしておられるから、その両者の位置関係は理解することができる。問題なのは「公民」である。この用語「公民」をどう処理すべきか、それについての整理が残されてくるであろう。

そしてこの「公民」という概念に関しては現在の日本の法律体系の

なかでは、用語「市民」は使用されていないが、「公民」という表現は登場する（ただし、「市民」という表現は、国際条約の「市民的及び政治的権利に関する国際規約」にみられる）。現行法のなかの用語「公民」は労働基準法の「使用者は、労働者が労働時間中に、選挙権その他公民としての権利を行使し、又は公の職務を執行するために必要な時間を請求した場合においては、拒んではならない」という第七条に登場する。ここにおいては権利の内容からいって「公民」は能動的地位における国民であって、これでは「国民」概念に集約されてしまうであろう。また、旧市町村制下の「公民」概念を払拭しうるかどうかという問題も残されてくる。さらに、社会教育法における「公民館」の設置という第二〇条の規定もあるが、はたしてこの「公民」が本稿の課題としてきた「市民」概念を充足するものであるかということにも疑問が残される。

このように考えてくると、近代日本における「市民」概念の検討は現代日本の課題ともなるのである。

以上、近代日本における「市民」およびそれに関連する用語と概念の問題は、焦点をしぼるどころか、多岐にわたる問題への拡散するのであって、さらに考えなければならぬ派生するものとして、たとえば近代日本における「公」と「私」の概念の検討にまでもすまねばならなくなる。そして「市民社会」という概念の認識は、日本の風土の特色の一つである「国家」と「社会」を概念的にも実体的にも同一視する構造にまでも立ち入らなければならず、特に「社会」という用語がこれも近代になって登場したことに関連するが、その「社会」概念そのものの認識の問題にまで及ぶであろう。

おわりに

以上のように、近代日本における「市民」概念の再検討をおこなったが、ここまで述べてきて、本稿が、遂には問題点の指摘にとどまったことを認めなければならぬ。しかも、そうした「市民」概念にかかわる問題がすぐれて現代的課題を担うものであることが了解されよう。そしてこの点では、「市民」概念をめぐる問題が、政治理論の問題であることも理解されようし、その焦点が「市民社会」概念の把握にあることが浮きぼりにされてくる。特に、西欧近代以降における「市民社会」概念の展開をスケッチ的に述べはしたが、その整理も充分にはなされずに本稿を閉じるのでは、幾分にも気の重いものを感じるのであるが、あえて現段階の報告にとどめておく。

注

- (1) 本稿は、一九九三年度の日本政治学会において筆者が報告したものをまとめたものである。なお、「市民」の概念の分析をこの数年来つづけてきた結果、本稿ができあがったのであるが、それはこうしたテーマに対して与えられた「帝塚山学園特別研究」の助成の賜であることを記しておく。
- (2) 拙稿『「市民」概念と現代日本』（『作業療法』第一二巻第二号、一九九二年）。
- (3) 拙稿「近代日本における用語『市民』―福沢諭吉の場合―」（『帝塚山短期大学紀要』第三〇号、一九九三年、参照）。
- (4) 拙稿「ルソーの『Civisme』と中江兆民の『土』」（『阪大法学』第四二巻第二・三号、一九九二年、参照）。

- (5) 拙稿「近代日本における『都市論』と『市民』概念の形成―片山潜『都市社会主義』の論理―」帝塚山短期大学『日本文化史研究』第一三号、一九九〇年。
- (6) 西尾孝司「市民」（日本政治学会編『年報政治学一九七九・政治学の基礎概念』岩波書店、一九八一年）参照。
- (7) これはあくまでスケッチでしかなく、そのひとつ一つを論ずるだけでも大層な作業となり、ここでは、政治思想史研究の先人達の成果をまとめとしてあげておいた。
- (8) ロックやルソーの「市民社会」という用語法が「政治社会」のことを意味する点について、このことを取りまちがえらると、彼らの思想そのものを理解するに際して、混乱に導かれてしまう。ここで、「理論構成上」「問題」がない、というのは、「市民社会」と「政治的国家」の概念区別をする必要がない、という意味である。
- (9) この『人権宣言』の日本における翻訳紹介については、たとえば橋本文雄がその著『市民法と社会法』（一九三四年）において、「人権並に市民権宣言」と紹介する一方、戦後においても美濃部達吉訳では「人権及び国民権宣言」とされ、条文において「公民シトワイアン」と訳される混乱がみられる。橋本は同書において、「市民社会シウルソサエテイ」という用法を用いているが、同氏こそ、この時期における「市民」と「市民社会」の正当なる用法者といえよう。
- (10) この点については、明治の初期に、中村正直がJ・S・ミルの『自由論』を翻訳して『自由之理』を出版しているが、そのときには、中村は「ソサイエテイ」の訳語に「仲間連中即チ政府」という説明をつけている。そうした「社会」概念の認識についての問題点については、拙稿「訳語『社会』と『自由之理』（帝塚山短期大学『日本文化史研究』第六号、一九八四年）参照。